

## 大分県速見郡朝日村の 部落有財産統一方法

(統一の必要性を説く部分) その一

岡 部 光 瑞

### 史料解題

別府市と合併する前の朝日村は、鉄輪村と鶴見村が明治二二年四月一日に町村制実施により合併し朝日村となつた。市制及び町村制は、明治二一年四月十七日法律第一号として公布、明治二一年六月一三日内務大臣訓令第三五二が発令され、それに基づき町村合併が実施された。当時の合併は、政府からの達しであり、民意を汲んで議論された結果の合併などありえなかつただろう。合併により、それぞれ村の財産をどうするか等の議論よりも、なにがなんでも合併し、役場の位置をどこにするかを議論している。

ここに紹介するのは、合併後の財産の統一が二十二年経つ

て議会でやつと纏り、統一の方法手続きが出来たことを記している。

この紹介史料は、元別府市職員佐藤英明氏が持つていた「部落有財産統一方法・大分県速見郡朝日村」のコピーである。原本は、別府市に保管されている。

「部落有財産ノ統一ハ自治財政ノ基礎ヲ鞏固ニシ且ツ部落の  
ノ感情ヲ一掃シ自治經營上ニ好果ヲ及ボス少カラサルモノナ  
ルヲ以テ從来村當局及有志者間ニハ之ガ統一ノ議アリト雖モ  
因襲ノ久シキ部落的的感情ハ一朝之ヲ去ルニ難ク兎角議纏ラザ  
リシハ甚ダ遺憾トル所ナリシガ今ヤ世運ノ進歩ニ伴ヒ本村  
ノ大勢ハ之ガ統一ノ必要ヲ覺知スルノ氣運ニ向ヘリ於是乎統  
一ノ議纏リ本年三月之ガ實行ヲ見ルニ至リタルハ實ニ本村ノ  
幸福ト謂ウベシ其統一及造林事業ニ關スル方法手續ハ別紙ニ  
詳ナリ

明治四十四年四月

大分縣速見郡朝日村長 加藤繁三

本村ハ鶴見鉄輪ノ二大字ヨリ成ル一小村ニシテ旧藩政ノ頃ヨ  
リ鶴見村（旧森藩久留島氏ノ所領）及鉄輪村（旧幕領）ノ二

村ナリシヲ明治二十二年町村制實施ニ際シ併合シテ朝日村トナセリ地勢西北ニ高ク山ヲ負ヒ東南ハ海岸ニ近ク傾斜ス林野ハ遠ク高原ヲナセルアリト雖モ村家ノ點綴セル區域ハ方一里ヲ出デズ其ノ間ニ布ケル耕地ハ田貳百貳拾町余畠百參拾町余地味モト肥沃ナラサルモ水利便ニシテ林草亦乏カラズ氣候温暖ニシテ農耕ニ適ス故ニ四百五十余ノ戸家多クバ農業ニ從フ然レドモ村内鉄輪及明礬ノ二温泉ハ由緒存スルノ地ニシテ古来浴客往多クシテ旅館ヲ業トスル者亦尠カラズ從テ之ニ伴フ小商業アリサレドモ之等モ猶□分ノ農事ヲ兼営セザル者稀ナリ生産ノ主ナルハ米麥及七島蘭ニシテ又果樹蔬菜ノ產アリ而シテ此ノ農産ニ亞グハ特有物産トシテ湯ノ花及白土ヲ出シ其年額貳万余圓ニ及ベリ然レドモ人情浮葦ニ流レ而モ産業ニ勤勉ナラズ徒ラニ地ノ利ニ安ンズルノ風習ナキ能ハズ

藩政ノ因習ハ鉄輪及鶴見ノ二大字各其習慣人情ヲ異ニスルアリ而シテ之ヨリ分ル、十六ノ小字部落亦各其習俗ヲ殊ニスルアリ或ハ利害関係ノ感情各別ナルアリテ圓満ノ治政ヲ計ルハ困難トスル所ナキニアラズ然レドモ未ダ字若クバ部落感情ヲ村治ノ上ニ來シタルコトナク政黨選舉ノ爭亦異ニスルアリト雖モ之固ヨリ代議士選舉又ハ縣會ノ上ニ止マリテ村會其他一村事業ノ上ニ余波ヲ及ボスナク一般ヲ概シ人情柔順ニシテ公

共ニ力ヲ同クスルハ稍、美事トスルナリ之レ常ニ當路ニ適者ヲ得テ其公平ニ基クニ因ルナリト雖モ近クバ向上會又ハ產業組合ノ設立セラレ直接又ハ間接ニ人心融和ノ事ニ資シタルニモ因ルベシ然リ而シテ之等ノ機關ハ村政ノ方針ニ從ヒテ経済自治ノ發展ニ力ヲ致シ村農會又協力シテ生産事業ニ資ス要スルニ各種機關團体ハ村治ノ上ニ一致相提携スルハ治政ノ上ニ容易ナルヲ見ル所以ナリ

次ニ村經濟ノ上ニ就テ見ルニ近ク數年ハ六七千円ノ間ナリシニ前年度ハ頓ニ膨張シ本年度ハ更ニ一躍シテ壹万圓ニ上レリ實ニ經濟ノ膨張ヲ慎ミ税額ノ經減ヲ期スルハ治政ノ當然トスルモ時代ノ進歩ニ伴ヒ各種事業ノ發展計畫ヲ要スルニアリ殊ニ部落有財產ノ村有ニ統一セラレテヨリ温泉ニ道路ニ又ハ山林ニ其他新ニ計畫スベキ事多クタメニ今日ノ經濟ヲ要スルニ至レリ然レドモ亦一面温泉及其他收入ノ財源ヲ得タルハ民戶ノ負担固ヨリ甚シク劇増ニモアラザルベシ

部落有財產トシテ主ナルハ大字鉄輪鶴見ノ兩區各温泉及原野ヲ有セシニアリ然レドモ一ハ温泉ノ收入ニ於テ一ハ原野ノ廣袤ニ於テ其狀態ヲ異ニシ從ツテ又其ノ實價ニ差異アリ之ヲシテ全然無償ニテ村有ニ讓與セルモノナリ即チ明治四十四年三月兩區會ハ村ニ無償讓與ヲ村ハ又全時ニ兩區會ノ決議ヲ承認

シテ茲ニ統一セルモノナリ

惟ニ部落有財産ノ個々分立スルハ自然利害関係ヨリ相凌グノ  
部落感情ヲ醸シ村治ノ上ニ支障ヲ生スルコトアルノミナラズ  
之方財産保護及増殖ノ計當分立シテ到底十全ノ計畫ヲナス能  
ハザルノミカ或ハ方針ヲ誤リテ財産ヲ消耗スルノ杞憂ナシト  
スベカラズ

事由茲ニ考フルアリト雖モ久シキ因習感情ヲ一掃シ其財産實  
價異ナレルモノヲ統一センハ甚難シトスルトコロ况ンヤ村ニ  
無償ニテ讓與スルヲヤ然ルニ近ク數年來向上會又ハ產業組合  
ノ設立セラレ直接又ハ間接ニ幾多ノ方面ヨリ感情ノ牆壁ヲ除  
カレ遂ニ此ノ難事ヲ排シテ統一ノ舉ヲ見ルニ至レリ然レドモ  
此ノ財産ヲ村ニ無償讓與ノ事タル愈リ財産ノ保護ヲ安全ニ而  
モ發展増殖ノ計畫ヲナサントスルニアリテ則チ温泉ヨリスル  
収入ハ之ヲ特別會計トナシ以テ其發展ニ資シ原野貳百町歩ヲ  
割キテ基本増殖ノタメ植林ヲナサントスルノ各条件ヲ以テ統  
一セルモノナリサレバ村ニ於テ其ノ精神ニ基キテ温泉及植林  
ノ兩者ヲナス所ナリ」

参考として、当時の朝日村の役場の位置を確認できる文書  
を紹介する。

(一)

建議案

一 朝日村役場

大字鶴見字中河原実相寺禪堂

説明

当朝日村役場位置ハ明治二三年町村制追加規則ニ準シ本会ノ  
議決ヲ以中央位置ニ移転ノ要ヲ認タルニ付茲ニ建議ス

提案者

明治二十五年七月二八日

佐 藤 政 一 印

加 藤 永 次 印

賛成者

遠 藤 駒 太 郎 印

(二) 朝日村會々議錄

一、大正六年三月三一日大字鶴見實相禪寺假議場ニ於テ本村  
會ヲ開ク

(明治二十五年・大正六年の朝日村議事録等による。別府市  
保管)